第十八号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合には、速やかに提出してください。

記載例

年度	１．現年度　２．新年度　３．両年度

（提出先）
御代田町長 あて
令和 5年 11月 7日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒389-0206 御代田町大字御代田１番地
フリガナ	カブシキガイシャ アサマ
氏名又は名称	株式会社　浅間
個人番号又は法人番号	7 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ←個人番号の記載に当たっては、左端

特別徴収義務者指定番号		1000
宛名番号		12
担当連絡者先	所属	人事係
	氏名	御代田　花子
	電話	0267-32-0000 内線（123）

法人の場合は法人番号、個人事業主の場合は個人番号（マイナンバー）を記入してください。

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	コウガ　サブロウ							
氏名	甲賀　三郎							
生年月日	昭和58 年 7 月 6 日							
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0							
受給者番号	A123			6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	5 年 10 月 31 日	1（右から番号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散その他 （事由・理由）	2（右から番号を記入） 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	御代田町大字塩野１番地							
異動後の住所	同上		28,900 円	12,100 円	16,800 円			

該当する番号を選択後、下段の対応する項目にも、必要事項を記入してください。

１．特別徴収継続の場合

（新しい勤務先（特別徴収義務者））

特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号	
所在地	〒	担当者連絡先 所属	
フリガナ		氏名	
氏名又は名称		電話	内線（　　）

新しい勤務先 [　] 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

特別徴収を継続される場合は、新勤務先で特徴開始できる月を記入してください。

納入書番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）　[　]（右から番号を記入）１．必要　２．不要

２．一括徴収の場合

理由 [1]（右から番号を記入）
１．異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
２．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
11 月 20 日	16,800 円

左記の一括徴収した税額は、[11] 月分（翌月10日納入期限分）で納

何月分の特徴税額と合わせて納入するか記入してください。

３．普通徴収の場合

※

理由 [　]（右から番号を記入）
１．異動が令和４年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
２．令和４年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
３．死亡による退職であるため

普通徴収を選択できるのは、理由の１～３に当てはまる場合に限ります。
翌年１月１日以降の異動は、原則として、一括徴収することが義務付けられています。

ご注意

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市区町村長に提出した給与支払報告書に記載されたうち特別徴収税額がない者で、四月一日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に四月十五日までに関係市区町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の十日までに関係市区町村長に提出してください。ただし、四月二日から五月三十一日までの間に特別徴収の方法によって徴収すべき市区町村長に対する届出書は、その市区町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月十日までに提出してください。